

内部管理態勢強化に向けたアクションプログラムについて（案）

金融庁が示す「金融検査に関する基本指針」においては、検査等の実施に当たっての基本的な考え方を「金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、各金融機関の法令等遵守態勢、各種リスク管理態勢等を検証し、その問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認すること」としている。

内部管理態勢強化のポイントとして、リスクマネジメントで発生する重要な課題に対して、PDCAサイクルが機能することが重要となることから、金融検査マニュアルで掲げられている重点項目の中から、「当組合における重点項目」を掲げ、各重点項目に対する整備方針を合わせて定めることとする。

なお、アクションプログラムにかかる取組事項を達成するための具体的な実施項目については、関連部署と連携・調整し策定する。

1. 重点項目について

金融検査マニュアルでは、重点項目として以下の11項目が掲げられている。

- ① 経営管理態勢（ガバナンス）
- ② 金融円滑化管理態勢
- ③ 法令等遵守態勢
- ④ 利用者保護等管理態勢
- ⑤ 統合的リスク管理態勢
- ⑥ 自己資本管理態勢
- ⑦ 信用リスク管理態勢
- ⑧ 資産査定管理態勢
- ⑨ 市場リスク管理態勢
- ⑩ 流動性リスク管理態勢
- ⑪ オペレーショナル・リスク管理態勢

以上の重点項目のうち、当組合の規模・特性やリスクマネジメントの実践状況を踏まえ、PDCAのマネジメントサイクルの構築が必要と思われる次の8項目を重要な項目として定め、その整備方針を以下のとおりとする。

また、整備目標としては、別紙1のような内部統制組織の構築を目指していく。

【当組合における重点項目】

- ① 経営管理態勢（ガバナンス）
- ② 金融円滑化管理態勢
- ③ 法令等遵守態勢
- ④ 利用者保護等管理態勢
- ⑤ 統合的リスク管理態勢
- ⑥ 信用リスク管理態勢
- ⑦ 資産査定管理態勢
- ⑧ オペレーショナル・リスク管理態勢

2. 各重点項目に対する整備方針

各重点項目に対する整備方針は、以下のとおりである。また、各重点項目の整

備に伴って、随時、規程などの設定や見直しを図っていくものとする。

(1) 経営管理態勢（ガバナンス）

経営管理態勢については、組合員・利用者への継続的なサービスの提供や当組合が将来に亘り安定的な経営の維持を図るために、内部の経営環境やリスクを把握し、経営層が的確な経営判断や意思決定を行える総合的な経営管理態勢の確立と実践を図っていく。また、実効性のある中期経営計画とするために進捗管理（PDCA サイクルによる）を図り、これを実現化する。

【実現化を図る主な取組事項】

- ・ 経営層による経営判断に資するためリスクマネジメント態勢が有効に機能するように、経営層への経営情報の提供と改善のための提案機能の強化を図り、会議体本来の機能が発揮できるよう態勢整備する。また、組合員に対する情報開示のあり方についても検討を行う。
- ・ 中期経営計画で設定した目標利益の達成や重点実施項目の実行および投資効果の検証を含めた経営改善の検討を進める。
- ・ 員外利用率の実態の把握と是正に向け、組合員加入促進による組織基盤・事業基盤の強化および地域社会の貢献に向けた取組みを行う。
- ・ 災害等の外的要因による緊急事態においても、事業継続できる態勢の構築が必要とされている。JAの社会的信頼の確保につなげる取組みとして、事業継続計画（BCP）策定について、国の策定指針を参考にするとともに外部の専門家の意見も取り入れて検討を進める。

(2) 金融円滑化管理態勢・利用者保護管理態勢

金融円滑化・利用者保護管理態勢の整備については、PDCAサイクルが明確になるよう支店等における金融円滑化・利用者保護管理が十分に行われているか点検チェック項目（別紙2・3）を策定し、支店等における遵守状況や課題点を把握し、その結果を主管部署が集約、コンプライアンス委員会等に結果を報告したうえで、重点課題等の改善を図る管理態勢の構築を目指し、年間の点検結果から課題点を抽出し、重点改善事項を定めた上で、それに基づいた年度方針を策定し改善を図る。

また、登録金融機関業務にかかる適正化を図っていく。個人情報については、適切に管理できる態勢の構築を図っていく。

(3) 法令等遵守態勢

法令等遵守態勢については、不祥事未然防止の態勢の強化を図るため、有効で実効性のある全般統制や自主検査等の取組みにより内部けん制強化を図る。また、事後の対応については、速やかな報告と速やかな初期対応および情報の共有化による被害の拡大防止やコンプライアンス委員会での原因究明と有効な改善策について協議し、的確な指示命令による業務改善を図る。また、改善策の実施状況の確認・評価・検証・改善プロセスの確立（プロセスチェックシート 別紙4）や職員の業務改善意識の向上と改善風土の醸成などに取組み、組合全体でPDCAサイクルを機能させる体制の構築を目指す。

(4) 統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢については、信用事業にかかる金利リスク、信用リスクなどの最大損失リスク量と経済事業にかかる収支や投資回収リスクの平均

損失額を統合化し、自己資本額と比較する管理を行い、経営課題の抽出と改善を引き続き行っていく。

統合的リスク管理に関しては、貸出におけるプリペイメントリスクとデフォルトリスクの把握による収益・リスク管理体制の整備について検討する。また、経済事業のリスクコントロールの実践と定着化、投資に関する内部けん制機能の確立を図っていく。

※ プリペイメントリスクとは、繰上償還等により予定していた将来のキャッシュフローに差異が生じ、その結果として金融機関が被るリスクのことをいう。

※ デフォルトリスクとは、債務不履行リスクとも呼ばれ、債務者の財務状態が悪化することによって債権の回収ができない状態に陥る危険性のことをいう。

(5) 信用リスク管理態勢・資産査定管理態勢

資産査定管理態勢については、1次査定、2次査定、3次査定部門の人材育成や効果的な研修等を定期的に行い、査定知識・作業レベルの向上等を図り、また、相互間の内部けん制体制を構築する。

信用リスク管理態勢については、貸出にかかる信用リスク量を計測するため※※※の整備を行い、適正なリスク量を把握する。なお、適正なリスク量の測定・把握についてはシステムにより行う。また、経営に大きな影響を与えかねない大口与信先について、適時的確な情報収集（経営状態や信用状態の変化など回収に懸念を及ぼす兆候等）を図るとともに、その管理を強化し、適正な信用リスク管理により、適切な資産査定を行う。最終的には信用格付けができる体制を目指す。

(6) オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスク管理態勢については、適正な事務リスクの把握と低減に向けた指導體制の整備による業務改善の徹底を図るため、支店での事務ミスなどの発生について、自主点検結果を主管部署が集約し、課題点を取りまとめ、改善につながる体制を定着させる。最終的には、主管部署と内部監査のそれぞれによる支店評価制度（オペレーショナル・リスクの支店点数評価）を加えた管理体制を構築する。

なお、オペレーショナル・リスクに関しても、金融円滑化・利用者保護管理態勢の整備と同様にリスクマネジメント委員会等に結果や状況を報告したうえで、重点課題等の改善を図る管理態勢と年度方針に基づく改善対策の実施を目指す。

3. 各重点項目に対する取組み

各重点項目に対し、「到達内容（経営課題）」、「具体的対応・方向性」を整備し、これらを踏まえたアクションプログラムを策定する。さらに、関連部署と連携・調整し具体的な実施項目を策定する。

以上